

市立豊中病院 院内喫茶店等運営事業に係る公募型プロポーザル方式実施要項

この要項は、市立豊中病院（以下、「病院」という。）が、市立豊中病院内（以下、「院内」という。）1階に既存する喫茶店及び1階、3階、5階、7階の病院が指定する場所（区画）ごとに1台ずつ設置する清涼飲料自動販売機（以下、「自販機」という。）計5台について、一体的に運営を行う運営事業候補者を選定する方法として、公募型プロポーザル方式を採用するため、その内容について、必要な事項を定めるものである。

1. 目的

本事業は、院内において、病院利用者及び病院職員が安心して利用できる環境のもと、温かい飲食物を安定的に提供し、患者サービスの向上及び職員の福利厚生の充実を図ることを目的とする。運営にあたっては、衛生管理及び安全管理を適切に実施するとともに、利用者の利便性及び満足度の向上に努めるものとする。また、既存店舗を活用し、継続的かつ安定的なサービス提供を可能とする運営体制により院内サービスの向上に資する運営を行うものとする。

2. 事業概要

(1) 事業の名称

市立豊中病院 院内喫茶店等運営事業

(2) 事業内容

病院1階の既存の喫茶店舗において、喫茶店の運営及び維持管理を行うとともに、病院が指定する場所に自販機5台を設置し、その運営及び維持管理を行う。

なお、既存の喫茶店舗において設備等含めた改修は実施しないものとする。

3. 病院の概要

- ①病床数 563床(一般病床549床、感染病床14床)
- ②患者数 【入院】1日平均 520人、【外来】1日平均 1,162人
- ③職員数 約1,300人
- ④外来時間 受付時間：午前8時30分～午前11時（初診）
：午前8時～午前11時（再診・予約なし）
：午前8時～午後4時（再診・予約あり）
診察時間：午前9時～午後5時※午後診療はすべて予約制
- ⑤休診日 土曜・日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
- ⑥面会時間 午後2時～午後7時（全日）

4. 喫茶店運営・自販機設置の概要

(1) 所在地

豊中市柴原町4丁目14番1号

(2) 設置場所

- 市立豊中病院 1階の一部（別添平面図1のとおり）
地下3階の一部（別添平面図2のとおり）
3階の一部（別添平面図3のとおり）
5階の一部（別添平面図4のとおり）
7階の一部（別添平面図5のとおり）

(3) 面積

別添平面図1のA区画、C・D区画、別添平面図2のB区画、別添平面図3のE区画、別添平面図4のF区画、別添平面図5のG区画の範囲

場所	区画	現行室名	面積
1階	A	喫茶店	23 m ²
地下3階	B	倉庫（喫茶店資材置場）	13 m ²
1階	C	自販機コーナー（大）	2 m ²
1階	D	自販機コーナー（小）	1 m ²
3階	E	3階デイルーム内自販機コーナー	2 m ²
5階	F	5階デイルーム内自販機コーナー	2 m ²
7階	G	7階デイルーム内自販機コーナー	2 m ²

(4) 既存喫茶店舗内の仕様

- 出入口1ヵ所（自動扉ではない）
 - 座席10席（テーブル5卓（1卓2名着席）、カウンター有（着席無））
 - 厨房有（カウンター奥）（約6 m²）
 - ・流し台有（水、お湯が蛇口から出る状態）
 - ・電気テーブルレンジ（電気調理器）1台（ガス配管なし）
 - ・換気扇有
 - 備え付けの棚有、食器等・備品類の格納可能
 - 空調設備有（備え付け、空調設備管理は病院）
 - 電気コンセント有
 - ・厨房11ヵ所（内、10ヵ所単相100V、1ヵ所単相200V）
 - ・客席6ヵ所（内、5ヵ所単相100V、1ヵ所三相200V）
- ※原則既設状態での使用、移設の必要性がある場合は病院との協議の上、移設が認められた場合は移設にかかる費用は運営事業者の負担とする。
- トイレ設備無
 - スタッフルーム（更衣室）無

(5) 喫茶店運営に関する諸条件について

① 運営方法

喫茶店の運営は原則として運営会社の直営とする。
ただし、喫茶店運営会社の一切の責任のもとに、フランチャイズ契約に基づき、フランチャイズ加盟店に運営を任せることも可能とする。

その場合、加盟店の名称その他、病院が必要とする情報が記載されたフランチャイズ契約書等の書類を運営事業者決定後に提出するものとする。

② 品目

喫茶店のメニューとしては温かい軽食を2品目は入れることを必須とする。

病院からメニューの追加依頼があった場合には、店舗の運営に支障のない範囲において協力ををお願いするものとする。

なお、酒類の提供販売及びたばこの販売は不可とする。

③ 営業許可等の申請

監督官庁への申請・届出・その他、喫茶店営業に関して必要な一切の手続きは、運営事業者の責任において行うこととする。

④ 従業員配置

喫茶店内の従業員配置については、営業が円滑かつ安全に遂行されるように留意し、適切な人員配置を行うこととする。

⑤ 喫茶店運営経費の負担区分

区分	病院	運営事業者
従業員人件費	-	○
仕入費用	-	○
光熱水費（電気、水道）	-	○
設置備品等（什器含む営業に要するもの）	-	○
清掃・衛生用品、運営にかかる消耗品	-	○
清掃（害虫の駆除・防除を含む）	-	○
ごみ処置費	-	○
電話料金（通話料、使用料）	-	○
（配線、固定電話端末）	○	-
インターネット料金※	-	○
営業許可に係る費用	-	○
空調換気設備	○	-
給排水設備	○	-
電気設備	○	-

※インターネット接続のための新たな配線等の改修は原則認めない。院内の無料 Wi-Fi は利用可。

⑥ 設備工事・修繕負担区分

喫茶店運営にかかる施設修繕については、病院、運営事業者の協議により決定する。

なお、原則、改修は実施せず、既存店舗及び既存設備において運営するものとする。

⑦ 施設管理に係る留意事項

ア コンテナその他設備を喫茶店舗外に設置する必要がある場合には、別途病院と協議するものとする。なお、この場合は、喫茶店舗部分とは別に行政財産使用料を病院に納付するものとする。

イ 喫茶店外への看板の設置については、豊中市屋外広告物条例（平成23年条例第52号）及び 豊中市屋外広告物条例施行規則（平成24年規則第5号）に定める許可基準を満たし、病院周辺の景観に配慮し病院の機能を妨げない範囲において認めるものとする。なお、喫茶店舗部分とは別に行政財産使用料を病院に納付するものとする。

- ウ 喫茶店舗内の衛生管理については、運営事業者が責任をもって行うものとする。
- エ 喫茶店舗内の防犯対策は、運営事業者が行うものとする。
- オ 臭いを発する可能性がある機器の設置については、万全の対策を講じたうえで事前に病院の承諾を得ることとする。

⑧ 商品の搬入・廃棄物の搬出

- ア 商品の搬入及び廃棄物の搬出は、病院と協議の上、搬入出を行うものとする。
- イ 運営事業者の負担により、喫茶店舗で販売するテイクアウト商品がある場合は、その商品及び包装等から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量のごみ箱を設置するものとする。

⑨ 利用者からの要望等への対応

病院利用者や病院職員等の喫茶店利用者からの要望等については、事業者が責任をもって対応すること。また、要望等を可能な限り反映できるよう努めるとともに、必要に応じて病院と協議を行うものとする。

⑩ 防災・防犯上の配慮

事業者が喫茶店を運営・維持管理するに当たり、関係法令等に基づき必要な事項については、所轄する官公庁等と協議を行うこと。

⑪ 定期報告

- ア 運営事業者は、喫茶店運営に係る収支状況及び来客者数を含む事業報告書を毎年度半期ごとに取りまとめ、当該半期の最終月の翌月末日までに提出するものとする。
- イ クレームや事故については、発生後速やかに病院に報告すること。
- ウ 上記事項のほか、病院から収支その他の報告を求められた場合は、運営事業者はその求めに応じることとする。

⑫ 連絡体制

運営における統括責任者及び現場責任者を病院に報告することとし、また、緊急時の連絡体制及び連絡先を報告することとする。

なお、変更がある場合はその都度報告することとする。

(6) 自販機設置運営にかかる諸条件について

- ① 使用許可スペース CEFG 幅 2.0m、奥行 1.0m
D 幅 1.0m、奥行 1.0m
※各自販機コーナーに電気コンセント有。
※放熱余地・回収ボックス設置スペースを含む。
※自販機の機種によっては、設置及び商品の補修やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられるため、事前に病院に連絡のうえ設置場所の確認すること。
※新 500 円硬貨及び新紙幣に対応していること。
- ② 区画 C,D,E,F, G に各 1 台、計 5 台設置すること。
- ③ 自販機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む）、移転費等の一切の費用は運営事業者の負担とする。
- ④ 電気料金については全額を運営事業者の負担とする。子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限る。）を設置する場合は、指示値により計測した使用料に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とする。なお、子メー

ターの管理についても運営事業者負担とする。子メーターを設置しない場合は施設管理者と運営事業者が協議のうえ、適正金額（月額）を定めることとする。

⑤ 自販機の基準

下記の仕様をすべて満たす機種とすること

ア ユニバーサルデザインとすること

イ 環境対策

ⅰ 省エネルギー

・「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。

・「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「新旧断熱材」、「ピークカット」等の消費電力量の低減に資する技術を採用している機種であること。

ⅱ ノンフロン対策

・ノンフロン対応機とすること

ウ 災害救助ベンダー

災害発生時に自販機内の飲料を出すことができる販売機（災害救助ベンダー）

とし、その旨を販売機に表示すること。また、災害発生時に病院が飲料の提供を必要と判断した場合には、自販機内の全ての飲料を無償で提供すること。

エ その他

デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周囲の景観に合う色合いをしたもの。）とすること。

⑥ 設置条件

ア 自販機の寸法

自販機は物件ごとに示めした使用許可スペースを超えないものを設置すること。

イ 安全対策

自販機を設置するにあたっては、事前に病院と協議のうえ、据付面を十分に確認したうえで地震等により転倒しないように安全に据え付けること。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

⑦ 販売品目等について

ア 品目

一般市場で認知・支持されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック容器入りの清涼飲料水とする。

なお、酒類およびその類似品の販売を行うことは不可とする。

イ 販売価格

標準小売価格より高い価格で販売することは不可とする。

⑧ 維持管理責任について

次のことを遵守すること。

ア 商品補充、金銭管理など自販機の維持管理については運営事業者が行うこと。

イ 商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

ウ 原則として自販機1台に1個以上の割合で、販売する飲料の容器（缶・瓶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、運営事業者の責

任で適切に回収・リサイクルすること。また、運営事業者は、販売した容器以外の使用済飲料容器の回収・リサイクルにも協力すること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、

関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

オ 自販機、回収ボックス、自販機周辺は清潔に保つこと。

カ 自販機の故障、問合せ並びに苦情については運営事業者の責任において対応すること。

また、自販機に故障時等の連絡先を明記すること。

キ 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。

ク 自販機の売上高及び本数については、月別に集計を行い、自販機から出力された売上に関するデータを添付し、病院に報告すること。また、年度終了後は速やかに、売上実績報告書を提出すること。なお、報告された売上本数及び売上金額の情報は、新たに自販機運営事業者の公募を行う際に公表する。

ケ 病院より機器のメンテナンス記録、商品補充記録、病院又は自販機利用者からの対処要請にかかる対処記録、トラブル対応記録（発生日時、トラブル内容、対処内容、解決日時を含む。）等関係帳簿類の提出を求められた場合は遅滞なく対応すること。

コ 自販機に商品PR用のシール等を貼付する場合は、事前に病院に確認を行うこと。

(7) 使用の根拠

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産使用許可とする。

(8) 使用許可の期間

運営事業者の許可申込みに基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とし、事業の公共性、重要性、収益性、運営事業者の経営状況、病院の事業におよぼす影響等を勘案し、適切であると病院が判断した場合は、当初の公募条件を変更しないことを条件として、さらに2年間の使用を許可することができる。

(9) 営業日

ア 喫茶店

土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までとする。なお、提案により土曜日、日曜日、国民の休日も営業することができる。

イ 自販機

毎日

(10) 営業時間

ア 喫茶店

原則として午前9時～午後2時までは必須とする。なお、提案により延長することができる。

イ 自販機

24時間

(11) 行政財産使用料

ア 豊中市財産条例（昭和39年4月1日条例第9号）（以下「財産条例」という。）に基づき算出した以下の表内の「①財産条例に基づく額（減免適用無、年額）」を超える額で応募者が提案する額とする。ただし、A区画、B区画の喫茶店運営関係の区画については、事業候補者選定後、財産条例第9条の規定に基づき、提案額の50%に該当する額を使用許可申請手続時に申請に基づき免除することができるものとする。

【財産条例に基づく算出額（令和8年度年額）】※消費税等を含まない。

場所	区画	①財産条例に基づく額 (減免適用無、年額)	【参考】 現行使用料(減免適用無)
1階	A	342,796円	約38万円
地下3階	B	193,755円	約16万円
1階	D	14,904円	約4万円
1階3階5階7階	C,E~G	29,808円	約8万円

イ 運営事業者が開店・自販機設置に向け準備する期間が必要な場合は協議し、準備期間中は財産条例等に基づき算出した額の50%に相当する額を徴収する。

ウ 毎月の使用料は、病院が発行する納付書により、病院が指定する期限までに、金融機関にて一括して納付するものとする。

エ 納入された使用料は原則として返納できないが、以下の場合については病院と運営事業者が協議の上、納入された使用料の一部または全部を返納する。なお、返納額については、使用許可期間と、既に使用した期間や、使用可能であった期間を勘案し、病院と運営事業者が協議するものとする。

- ・災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。
- ・臨時の長期閉院など、商品の販売、喫茶店の営業が事実上不可能となる期間があつたとき。
- ・その他、運営事業者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。

(12) 光熱水費

毎月の実費相当分を、病院が発行する納付書により、病院が指定する期限までに、金融機関にて納付するものとする。

(13) 病院施設管理に係る留意事項

ア 受変電設備の点検による全部停電やその他の設備管理上行う工事等が発生した際は、病院と調整の上、対応するものとする。なお、その場合は、病院は、それに伴う補償及び補填は行わない。

イ 病院施設の維持管理にかかる点検や修繕の際に協力することとする。

(14) 禁止事項

ア 使用許可物件を喫茶店運営、自販機設置・運営以外の用途に供すること。

イ 使用許可物件の全部または一部を第三者に転貸し、又は担保に供すること。

(15) 使用許可の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。なお、使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失について、病院は一切補填しない。

- 使用許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
- 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
- 運営事業者が正当な理由なく自販機の設置、喫茶店の運営を辞退した場合
- 使用許可期間満了前に自己都合により自販機を撤去、喫茶店を閉店した場合
- 本要項8. (4) 失格事由に該当し、運営事業者としての資格を喪失した場合
- 著しく社会的信用を損なう行為等により運営事業者として相応しくないと病院が判断した場合

(16) 原状回復及び返還

ア 運営事業者は、使用許可期間が満了したときは、自らの負担により使用許可物件を運営開始前の状態に回復させ、病院が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、病院が原状回復の必要がないと認めた場合には、この限りではないものとする。

イ 運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、病院が原状回復の処理を行い、その費用を運営事業者に請求することができる。この場合において、運営事業者は異議を申し立てることはできない。

(17) 損害賠償

運営事業者が喫茶店運営及び自販機設置維持管理するにあたり、病院又は第三者に損害を与えたときは、病院の瑕疵によるものを除き、全て運営事業者の責任でその損害を賠償するものとする。

(18) 遅延損害金

病院からの請求に基づく行政財産使用料や光熱水費をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該金額につき、病院諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例で定める割合に準じて計算した延滞金を支払わなければならぬ。

(19) 疑義の取扱い

本要項に記載のない事項について、疑義が生じた時は、その都度、病院と事業者が協議の上、決定するものとする。

5. 参加資格

本案件に参加できる者は、関係法令及び豊中市例規等を遵守し、企画提案書等の提出期日において、以下の全ての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 豊中市入札参加停止基準 (平成 7 年 6 月 1 日制定) に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱 (平成 24 年 2 月 1 日制定) に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条第 1 項 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 附則第 2 条による廃止前の和議法 (大正 11 年法律第 72 号) 第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て (同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。) に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。) をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。) を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。) があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (9) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること、または営業開始までに確実に許可等を受ける見込みがある者であること。
- (10) 法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していること。

ないこと。

(11) 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（豊中市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるもので、明らかに運営事業者として不適当であると認められる者でないこと。

(12) 過去 1 年間に食品衛生法等の法令による行政処分を受けていないこと。

(13) 過去 3 年間において、当院と同規模の病床数の病院において、喫茶店（カフェ、レストラン、食堂含む）の運営管理等の実績を有すること。

6. 日程等スケジュール

本案件における手続き等の実施スケジュールを以下に示す。

項目	日 程
実施要項の公示	2 月 2 日（月曜）（ホームページに掲載）
質問書の提出締切日	2 月 10 日（火曜）午後 5 時まで（必着） (電子メール（原則、電話・FAX 等による質問は受付不可）)
回答日	2 月 17 日（火曜） (ホームページに回答を掲載)
企画提案書等の提出締切日	2 月 27 日（金曜）午後 5 時まで（必着） (事務局へ持参（土日祝日及び時間外は受付不可）又は書留郵送)
審査	3 月 4 日（水曜）
審査結果の通知予定日	3 月 9 日（月曜） (書面で参加事業者（辞退者除く）すべてに通知)
行政財産使用許可申請手続提出期限	3 月 18 日（水曜）
行政財産使用許可決定通知	3 月 27 日（金曜）

※上記に記載する日程の年はいずれも令和 8 年（2026 年）である。

日程に変更が生じた場合、必要に応じて事業者に対して事前に通知するものとする。

7. 担当窓口（問い合わせ先）

〒560-8565

豊中市柴原町 4 丁目 14 番 1 号 市立豊中病院管理棟 4 階

市立豊中病院 事務局 病院総務課

担当者：森本

TEL：06-6843-0101(代表)

E-Mail:hsoumu@city.toyonaka.osaka.jp

8. 応募方法

(1) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年（2026年）2月2日（月）から同年2月10日（火）午後5時00分まで

イ 質疑方法

質疑書（様式第8号）に質問事項を記入の上、電子メールにて提出すること。

※事務局に対して電話連絡にて質問書の到達について確認すること。

（内容）・簡潔にまとめること

・質問内容は、提出に必要な事項に限定する。

ウ 提出先

市立豊中病院事務局病院総務課 森本

hsoumu@city.toyonaka.osaka.jp

エ 質疑応答

令和8年（2026年）2月17日（火）午後5時00分までに回答

豊中市ホームページ内、トップページ>事業者の皆さんへ>プロポーザル案件>

現在実施中の案件>市立豊中病院院内喫茶店等運営に係る公募型プロポーザル実施について

豊中市ホームページ上に回答を掲載する。なお、質問の内容を踏まえ、本実施要項の内容を変更することがある。

(2) 参加表明及び企画提案書に係る提出書類等

ア 提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	提案者の代表者印を押印すること。 提出部数1部	様式1
2	誓約書	提案者の代表者印を押印すること。 提出部数1部	様式2
3	【法人の場合】 会社概要	令和8年（2026年）2月2日時点の状況を記入すること。 提出部数1部	様式3
	【個人の場合】 事業概要	令和8年（2026年）2月2日時点の状況を記入すること。 提出部数1部	様式3-1
4	【法人の場合】 商業登記簿謄本（登記事項証明書）	法務局が発行する商業登記簿謄本（登記事項証明書）で発行日から3か月以内のもの、写し可 提出部数1部	
	【個人の場合】 代表者の住民票	マイナンバーが記載されていないもの 発行日から3か月以内のもの、写し可 提出部数1部	
5	印鑑証明書	発行日から3か月以内のもの、写し可	

		提出部数1部	
6	納税証明書	各種納税証明書類（未納の税額がない証明） 発行日から3か月以内のもの、写し可 【法人の場合】 法人税・消費税の納税証明書（その3の3） 【個人の場合】 所得税・消費税の納税証明書（その3の2） 提出部数1部	
8	【法人の場合】 定款	最新のもの提出部数1部	
9	営業に必要な許認可等 の写し	食品衛生法に基づく営業許可証の写し 提出部数1部	
10	喫茶店等運営実績	・過去3年以内に、同規模の病床数の病院において本案件 と同様の運営実績について記入すること。 ・主な実績に関しては、3件までとする。 ・店舗営業期間は、営業開始日から営業終了日までの期間 とし、現在実施中のものは契約書等に記載された期間を記 入すること。 提出部数1部	様式4
11	処分歴等の確認書	令和8年（2026年）2月2日から過去3年以内の処分歴を必 ず記入すること。 提出部数1部	様式5
12	企画提案書	・提出部数1部は社名、代表者名を記載（正本） ・提出部数6部は社名、代表者名を記載しないもの（副本）	様式6 様式6-1 様式6-2
13	行政財産使用料提案書	・提出部数1部は社名、代表者名を記載（正本） ・提出部数6部は社名、代表者名を記載しないもの（副本）	様式7
14	提出書類一覧	提出部数1部	任意

イ 形式等

企画提案書においては以下の条件を満たすものとする。

- i 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、様式第6号及び様式第6号-1、様式第6号-2の項目順序を崩さずに記載すること。
- ii 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、平易な文章とすること。文字は10.5ポイント以上とし
フォントは任意とする。
- iii 企画提案書様式第6号-1、様式第6号-2の項目以外の企画提案は、日本工業規
格A4版の用紙1枚のみとし、両面印刷で横書き、文字は10.5ポイント以上とす
ること。
- iv 提出書類については、様式第6号及び様式第6号-1、様式第6号-2、企画提案
の順で左上1か所又は左側2か所をホッチキス止とすること。
- v 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。

- vi 提出書類への鉛筆書き、消せるボールペンによる記載は認めない。
- vii 市立豊中病院院内喫茶店等運営事業者公募型プロポーザル審査評価項目（以下、「審査評価項目」という。）に留意して記載すること。

ウ 提出期限

令和8年（2026年）2月27日（金）午後5時00分まで（必着）

※書留郵送の場合も同様

エ 提出方法：事務局へ持参又は書留郵送（一般書留・簡易書留）

※持参の場合、土・日・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

※書留郵送により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

※提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

オ 提出先

〒560-8565

豊中市柴原町4丁目14番1号 市立豊中病院管理棟4階

市立豊中病院 事務局 病院総務課

担当者：森本

（3）提出書類の取り扱い

ア 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできない。

イ 提出書類の返却

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

ウ 費用について

応募に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

エ 公表について

選定に係る公表を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合がある。

オ 秘密保持について

病院が提供する平面図等の各種資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁じる。

（4）失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、運営事業候補者の決定後であってもその決定を取り消す場合がある。

ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

イ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案した場合

ウ 運営事業候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合

エ プロポーザルに参加する者又はしようとする者が、事業者募集開始日以降に選定委員会委員及び事務局病院総務課職員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合

- カ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合
- ケ その他、病院が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合

(5) 辞退

企画提案書等を提出した後、参加を辞退する際には、「辞退届（様式第9号）」に社名及び代表者名を記載の上、代表者印を押印し、本要項「6. 担当窓口（問い合わせ先）」に事前に電話連絡した上で令和8年（2026年）3月3日（火）午後5時00分までに持参すること。

なお、辞退したことをもって、今後病院が発注する業務委託等について、競争上の不利益となることはない。

9. 審査方法等

(1) 選定方法

事業者の選定については、市立豊中病院院内喫茶店等運営事業候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。提出された提案書・添付書類等を審査評価項目に基づき審査し、事業者を選定する。

(2) 審査方法及び留意事項

選定委員会は、審査評価項目に基づき、企画提案書を採点する。各選定委員において採点した合計点による順位付けを行い、事業候補者及び次点者を決定する。

なお、合計点が同点の場合は、審査評価項目の安定的・継続的な運営の実施及び使用料における提案の評価点の合計が高い事業者を事業候補者とする。

いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会による合議又は多数決により決定する。ただし、事業候補者及び次点者は、その評価点（全委員の採点結果の合計点）が満点の6割以上を獲得している者であることとする。

(3) 提案者が1者又はない場合の措置

提案者が1者のみの場合であっても、2者以上の場合と同様に審査を行う。全委員の採点結果の合計点が、満点の6割以上を獲得しなければ事業候補者とならないものとする。

10. 審査評価項目

① 体制・実績（20点）

提出された「喫茶店等運営実績（様式第4号）」、「企画提案書②（様式第6号-2）」に記載された内容を確認し、審査・評価を行う。

② 運営方針・サービス内容（30点）

提出された「企画提案書①（様式第6号-1）」「企画提案書②（様式第6号-2）」に記載された内容を確認し、審査・評価を行う。

③ 行政財産使用料（35点）

提出された「行政財産使用料提案書（様式第7号）」に記載された内容を確認し、審査・評価を行う。実現に見合わない不適切な提案を行った場合は、配点しない場合もあり得る。

④ 安定的・継続的な運営（10点）

提出された「企画提案書②（様式第6号-2）」に記載された「安定的・継続的な運営」に関する取組みについて審査・評価を行う。

⑤ その他の追加提案（5点）

企画提案書に記載された提案者独自の追加提案の内容を確認し、審査・評価を行う。

⑥ 処分歴（減点措置）

実施要項公示日から過去3か年以内に豊中市、国又は他の自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の処分歴がある場合は、処分等の終期から公募日までの経過期間及び処分等の期間の長さに応じて、合計点の5%から10%の減点を行う。

11. 選定結果の通知

選定の結果は、令和8年（2026年）3月9日（月）に事業候補者には選定通知、次点者には次点通知、非選定者には非選定通知を電子メールにて通知し、後日書面による通知も行う。選定結果の問い合わせについては一切応じないものとする。選外となった提案者に対しては、その旨のみ通知し選外理由等は記載しないものとする。

12. 選定結果の公表

選定後、市ホームページにおいて、選定結果を公表する。

公表する内容は次のとおりである。

- i 事業候補者の公表（名称、所在地、代表者名、提案金額）
- ii 事業候補者の選定理由
- iii 全提案者の名称
- iv 全提案者の評価合計点
- vi 選定委員の役職・氏名

※提案者の名称と評価合計点の対応関係は明らかにしない。

※応募が2者であった場合は、次点者の評価合計点は公表しない。

13. 選定後の手続き

喫茶店の運営、自販機の設置に係る協議について

病院は、選定委員会で選定された事業者候補と設置・運営に係る協議を行う。

なお、事業候補者と設置・運営の協議が合意に至らなかった場合又は正当な事由なく協議を行わないときは、事業候補者としての資格を失い、次点者を事業候補者とするものとする。

14. 特記事項

（1）運営事業者は、病院と必要な協議をしながら営業開始に向けた準備を行うものとする。

なお、監督庁への申請及び届出、その他営業に関して必要な一切の手続きは、運営事業者の責任において行うものとする。

（2）出店のための詳細な取り決めについては、必要な場合は病院と運営事業者の間で覚書を

交わすことがある。

15. 公表資料

- 市立豊中病院 院内喫茶店等運営事業に係る公募型プロポーザル方式実施要項
- 様式第1号 参加表明書
- 様式第2号 誓約書
- 様式第3号 会社概要
- 様式第3号-1 事業概要
- 様式第4号 喫茶店等運営実績
- 様式第5号 公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書
- 様式第6号 企画提案書
- 様式第6号-1 企画提案書①
- 様式第6号-2 企画提案書②
- 様式第7号 行政財産使用料提案書
- 様式第8号 質疑書
- 様式第9号 辞退届